

令和8年度 第1回島根県社会教育委員の会議

日 時 令和8年7月14日（火）13:30～15:30
会 場 タウンプラザしまね 3階特別会議室

会 議 次 第

1 開 会

- (1) 教育長挨拶
- (2) 出席者自己紹介

2 議 事

- (1) 役員選出 報告・説明事項
 - ① 社会教育委員の会議について
 - ② 社会教育関係団体に対する補助金について
 - ③ 社会教育課の主要事業の概要について
 - ・ ふるさと教育推進事業
 - ・ 結集！しまねの子育て協働プロジェクト事業
 - ・ みんなでチャレンジ！しまねを創る人づくり支援事業
 - ・ 社会教育士等養成・育成事業
 - ・ 社会教育主事派遣制度
 - ・ 子ども読書活動推進事業
- (2) 意見交換 （テーマ）「社会教育先進県としての今後の役割と方向性」
 - ・ グループ協議
 - ・ 全体共有

3 閉 会

- (1) 副教育長挨拶
- (2) 事務連絡

令和8年度 第1回島根県社会教育委員の会議 名簿

【社会教育委員】

区分	氏 名	所属 役職		
			年数	出欠
学校教育	中 西 和 志	元公立小学校 校長	2	○
	広 中 郁 美	元公立小学校 校長	新任	○
	太 田 裕 巳	松江市立幼保園のぎ 園長	3	○
社会教育	小 林 恵 子	未来へつなぐいのち島根県連盟 理事	2	○
	藤 井 礼 子	西ノ島町社会教育委員	5	
	安 達 清 志	出雲市四絡コミュニティセンター センター長	3	○
家庭教育	大地本 由 佳	浜田市教育委員会 教育魅力化コーディネーター	5	○
	高 橋 杏実奈	親学プログラム実践者	新任	○
	坂 手 洋 介	島根県PTA連合会会長	新任	
学識経験	大 野 公 寛	国立大学法人島根大学大学院教育学研究科 講師	3	○
	大 橋 覚	邑南町教育委員会 教育長	4	○
	前 田 幸 二	島根日日新聞松江支局 論説委員	新任	○

【事務局】

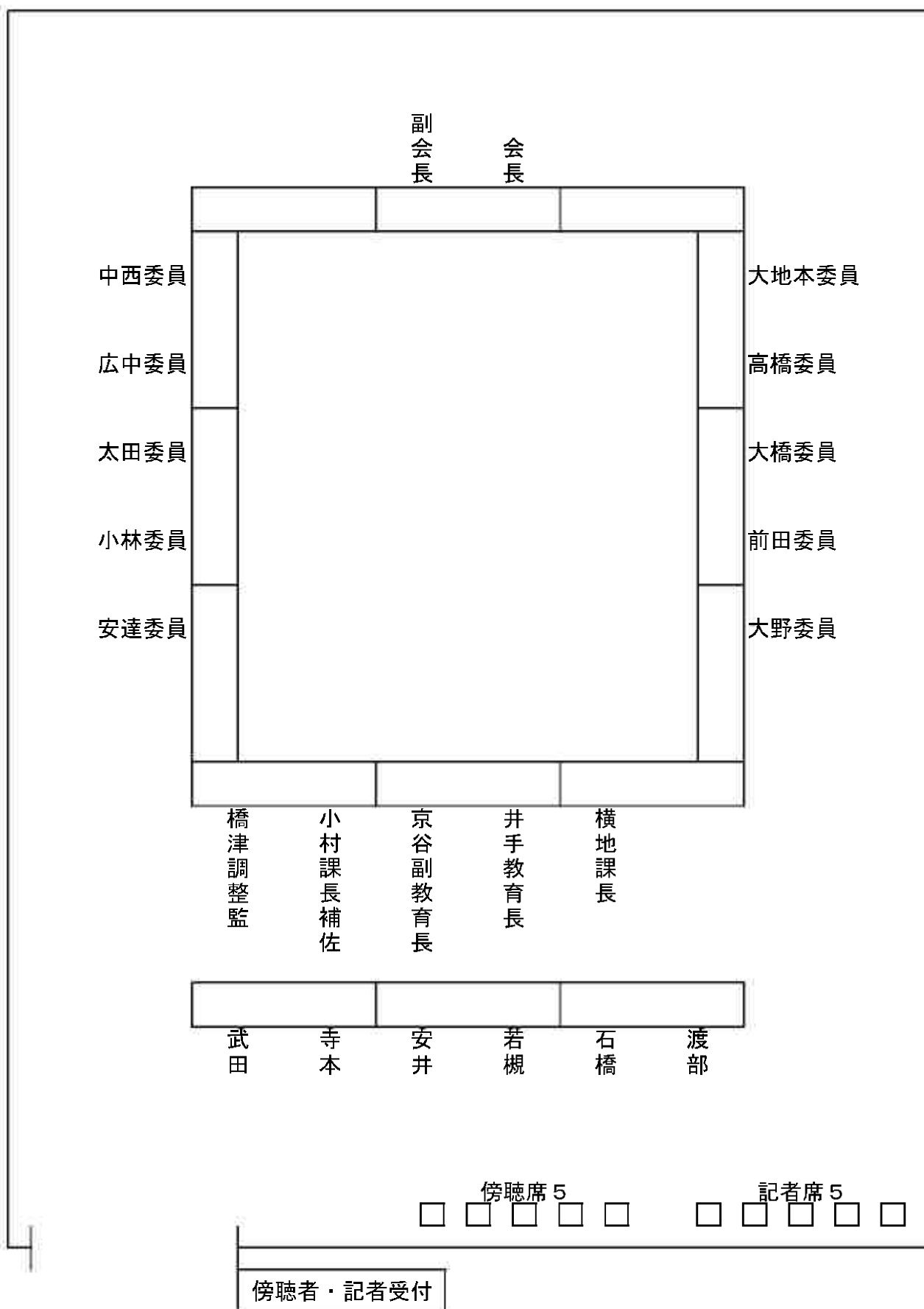
井 手 久 武	島根県教育委員会 教育長	○
京 谷 大 輔	島根県教育庁 副教育長	○
横 地 隆 鋭	島根県教育庁 社会教育課 課長	○
小 村 宗 裕	島根県教育庁 社会教育課 課長補佐	○
橋 津 健 一	島根県教育庁 社会教育課 社会教育主事兼調整監	○
安 井 寿 裕	島根県教育庁 社会教育課 社会教育主事兼企画幹	○
武 田 尚 志	島根県教育庁 社会教育課 社会教育主事兼企画幹	○
石 橋 圭 子	島根県教育庁 社会教育課 社会教育主事	○
若 槻 慎 也	島根県教育庁 社会教育課 社会教育主事	○
渡 部 万 葉	島根県教育庁 社会教育課 主任主事	○
寺 本 真理子	島根県教育庁 社会教育課 会計年度任用職員	○

座席図

日時：令和8年7月14日（火）

13:30～15:30

会場：タウンプラザ 3階特別会議室



島根県条例第27号

島根県社会教育委員に関する条例

島根県社会教育委員の定数及び任期に関する条例(昭和24年島根県条例第54号)の全部を改正する。

(設置)

第1条 社会教育法(昭和24年法律第207号)第15条第1項の規定に基づき、島根県社会教育委員(以下「委員」という。)を置く。

(委嘱の基準)

第2条 委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から島根県教育委員会が委嘱する。

(定数)

第3条 委員の定数は、20人以内とする。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。

2 島根県教育委員会は、特別の事情があると認めたときは、委員の任期中でもこれを解嘱することができる。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に置かれている委員は、この条例の施行の日において第1条の規定により置かれた委員となり、同一性をもって存続するものとする。

島根県社会教育委員の組織、運営等に関する要綱

平成26年 9月 5日
島根県教育庁社会教育課

(趣旨)

第1条 島根県社会教育委員に関する条例(平成26年島根県条例第27号)第1条に定める島根県社会教育委員(以下「委員」という。)の組織、運営等に関しては、この要綱の定めるところによる。

(名称)

第2条 委員によって構成される組織の名称は、「島根県社会教育委員の会(以下、「委員の会」という。)」とする。

2 社会教育法(昭和24年法律第207号)第17条第1項第2号に定める委員の会議の名称は、「島根県社会教育委員の会議(以下、「会議」という。)」とする。

(会長及び副会長)

第3条 委員の会には、会長及び副会長各1名を置き、委員のうちから互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、委員の会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 会議は、会長が招集する。会長は、その会議の議長となる。

2 会議は、委員の過半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可決同数の場合は、議長の決するところによる。

(部会)

第5条 会議に部会を置くことができる。

2 部会に属する委員は、会長が指名する。

3 各部会に属する委員により、部会長として互選された者は、各部会の会務を掌理する。

(関係者の出席等)

第6条 会長は、必要があると認めるときは、事案に関係のある者を会議に出席させ、意見の開陳及び資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員の会及び会議の庶務は、教育庁社会教育課において処理する。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員の組織、運営等に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附則

1 この要綱は、平成26年9月5日から施行する。

島根県社会教育委員の会について

島根県教育庁社会教育課

1 社会教育委員（「社会教育法」（昭和 24 年法律第 207 号）からの抜粋）

(1) 審議会等への諮問（第 13 条）

国又は地方公共団体が社会教育関係団体に対し補助金を交付しようとする場合には、（中略）教育委員会が社会教育委員の会議（中略）の意見を聴いて行われなければならない。

(2) 社会教育委員の設置（第 15 条）

都道府県及び市町村に社会教育委員を置くことができる。

2 社会教育委員は、教育委員会が委嘱する。

(3) 社会教育委員の職務（第 17 条）

社会教育委員は、社会教育に関し教育委員会に助言するため、次の職務を行う。

一 社会教育に関する諸計画を立案すること。

二 定時又は臨時に会議を開き、教育委員会の諮問に応じ、これに対して、意見を述べること。

三 前二号の職務を行うために必要な研究調査を行うこと。

2 社会教育委員は、教育委員会の会議に出席して社会教育に関し意見を述べることができる。

(4) 社会教育委員の委嘱の基準等（第 18 条）

教育委員会の委嘱の基準、定数及び任期その他社会教育委員に関し必要な事項は、当該地方公共団体の条例で定める。

2 島根県社会教育委員（「島根県社会教育委員に関する条例」で規定）

(1) 定数 20 名以内（現委員は 12 名）

(2) 任期 2 年

(3) 委員の構成 12 名

学校教育関係者 3、社会教育関係者 3、家庭教育の向上に資する活動を行う者 3、学識経験のある者 3

(4) 会議

○ 開催 年 2 回 概ね 2 時間

○ 内容 主要事業説明

社会教育関係団体への補助金交付

社会教育の諸課題に関する協議 など

社会教育関係団体に対する補助金について

島根県社会教育委員の会

1 関連法令等（抜粋）

別紙「社会教育法」関係条文の抜粋 参照

2 県補助金の考え方

団体運営のための補助金ではなく、団体が全国大会、中国ブロック大会等の大規模な事業を実施（又は参加）する際の事業費補助を検討する。

3 直近の補助事業の実績

第 67 回中国・四国地区高等学校 P T A 連合会大会島根大会実行委員会 500 千円
（令和 7 年度）

4 令和 8 年度補助予定事業

団体名	補助金額	補助対象経費
第 48 回全国公民館研究集会島根県大会 兼 第 47 回中国・四国地区公民館研究集会島根大会実行委員会	500 千円	第 48 回全国公民館研究集会島根県大会 兼 第 47 回中国・四国地区公民館研究集会島根大会の開催に要する以下の経費 (1) 報償費 (2) 旅費 (3) 需用費 (4) 役務費 (5) 使用料及び賃貸料
合 計	500 千円	

5 補助対象となる大会の概要

別紙参照（会議当日配布）

令和8年度 第1回島根県社会教育委員の会議の意見交換について

1 意見交換テーマ

社会教育先進県としての今後の役割と方向性

2 テーマ選定の理由

現在の社会は、少子高齢化の加速、地域における交流の希薄化や当事者意識の低下、AI技術の目覚ましい発展など、変化が激しく、未来が見通しにくい状況にある。

また、島根県においては、全国に先駆けて人口減少や過疎化が進行しており、私たちの生活や地域社会のあり方に大きな影響を及ぼしている。このような中、持続可能な社会の実現に向け、地域のつながりづくりや地域課題の解決をはじめ、社会教育が果たすべき役割やその意義はますます重みを増している。

令和6年度、令和7年度の会議では、社会教育士の活用、「しまね社会教育師」認証制度の導入、社会教育人材のネットワーク化について貴重な意見を賜り、それらを具体的な事業展開に生かしてきた。今後は、これまでの取組により生まれたネットワークを有効活用し、社会教育人材が活躍できる場の創出に、引き続き取り組んでいくことが課題である。

また、今年度の派遣社会教育主事研修では、「ひらき・つながり・動きを創るしまねの社会教育主事」をテーマに掲げ、各社会教育主事が今後の展開を視野に入れながら各地域で活動できるよう、実践的な研修を行うことにしている。

文部科学省では、中央教育審議会生涯学習分科会において「社会教育の在り方に関する特別部会」が開かれており、島根県の社会教育も次のステージへ進む時期を迎えていると考えている。そこで、島根県の社会教育、社会教育行政がどのような方向性で進んでいくべきか、皆様の立場や実践から率直な意見やアイデアをいただき、今後の各事業の展開につながる指針としたい。

3 本日の流れ

(1) テーマ設定に関する説明

(2) (1)の説明を踏まえて協議（グループ協議→全体共有）

<メモ>